

8 米軍基地から派生する諸問題の対応連絡体制

(1) 在日米軍に関わる事件・事故通報体制の整備について

在日米軍に関わる事件・事故の通報体制については、平成9年3月31日の日米合同委員会において、「在日米軍に関わる事件・事故通報体制」が合意されている。

また、嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ及び伊江島補助飛行場並びに航空自衛隊那覇基地の周辺地域において、米軍又は自衛隊の航空機事故及び航空機の飛行に伴う事故が発生した場合の関係機関への連絡体制として、「米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会」がある。

さらに、ホワイト・ビーチ地区へ寄港する米国原子力軍艦に起因する放射能漏れの応急措置については、沖縄県地域防災計画において「放射能災害応急対策計画」が新設され、原子力軍艦災害対策の実施機関、非常時の通報、応急措置及び米軍との連携などの「原子力軍艦災害対策」が規定されている。

なお、三者連絡協議会において、次のことが確認されている。

【第17回三者協】（平成11年7月12日）

米軍はその他の事件・事故についても既存の通報体制に基づき速やかな情報提供（好意的通報）を行うこと。

【第22回三者協】（平成14年2月12日）

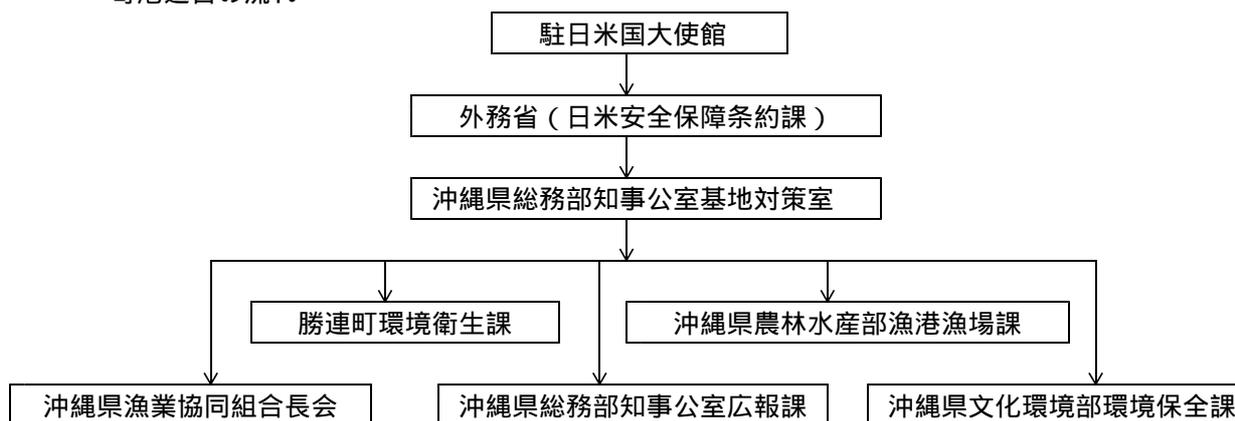
米軍は日米合同委員会合意の対象とされない米軍施設・区域内で発生した緊急・予防着陸についても、地元住民に影響を及ぼす可能性があると判断される場合には好意的通報を行うこと。

【第23回三者協】（平成14年7月31日）

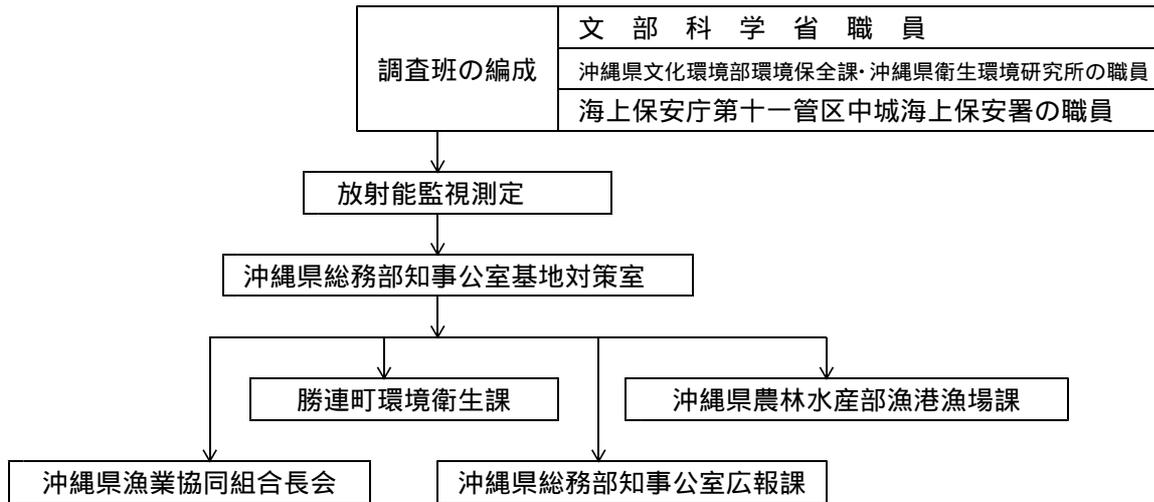
県民の不安を解消するため、米軍は地元当局から照会がある場合には、事故以外のものについても、できる限り迅速に関連の情報を提供するよう努めること。

(2) 原子力軍艦寄港に関する通報体制について

寄港通告の流れ



放射能監視測定結果の流れ



(3) 災害時における相互連携体制について

【経緯】

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成7年1月 | 阪神・淡路大震災が発生する。 |
| 平成9年4月 | 神奈川県が「災害時の在日米軍との相互応援マニュアル」を作成する。 |
| 平成9年11月 | 県消防防災課、基地対策室が神奈川県にマニュアル作成に関する調査を行う。 |
| 平成9年12月 | 消防防災課がマニュアル案を作成する。 |
| 平成12年2月 | 第19回三者連絡協議会において、県が災害時における相互連携体制の確立に関する提案を行い、米側が協力すること、具体的な協力体制については事務レベルで協議を行うことが確認される。 |
| 平成12年11月 | 県が、米軍に対し「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル(案)」の説明を行う。 |
| 平成13年7月 | 第21回三者連絡協議会において、米側から米軍の連絡窓口を在沖米海兵隊作戦訓練部としたいとの報告がある。 |
| 平成13年10月 | 県(知事公室長、消防防災課、基地対策室)と米軍(在沖米軍沖縄地域調整事務所、在沖米海兵隊作戦訓練部)が事務レベル協議を行う。 |
| 平成13年11月29日 | 知事から在日米軍沖縄地域調整官へ書簡を送付する。 |
| 平成14年1月8日 | 在日米軍沖縄地域調整官から知事への書簡を受理する。 |
| 平成14年1月18日 | マニュアル制定及び記者発表(定例記者懇談会) |
| 平成14年8月29日 | 金武湾港(石川地区)施設用地で実施を予定していた沖縄県総合防災訓練において、当該マニュアルに基づく初めての訓練が行われることになっていたが、台風接近のため中止となった。 |

【災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル概要】

大規模災害に対する在日米軍の援助活動については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、被災者の救援に大きく貢献した実績があり、本県でも、大規模災害の発生に伴う防災対策の一環として、沖縄県の地域を構成する一員として友愛精神と人道的見地から沖縄県と在沖米軍相互の連携体制を構築し、災害発生時の応急対策や復旧作業等を円滑に実施して、被害の拡大防止を図

ることは重要となっていることから、米軍と調整の上、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を制定することにした。

この「相互連携マニュアル」は、万一、県内で地震、津波等による大規模災害が発生したことにより、人の生命、身体、財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に応援を行うための手順を定めたものである。

沖縄県と在沖米軍は、災害発生時において災害の状況を正確に把握し、この相互連携マニュアルに沿って、可能な範囲における迅速かつ効率的な被災者の救援活動と被害の拡大防止に相互に協力することになる。

マニュアルの目的

このマニュアルは、相互連携を要する災害が発生した場合、沖縄県と在沖米軍の双方が、人道的見地から人命救助などの相互連携を行うための手順を定めることを目的とする。

マニュアルの運用に関する基本的事項

このマニュアルに基づく応援は、地震、津波、暴風、豪雨、洪水及び事件・事故に起因する災害等で、人の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、また、その恐れがあり、かつ、相互に連携を行う必要があると判断される場合に適用する。

このマニュアルの適用は、沖縄県及び在沖米軍が可能な範囲で行うものとし、双方に何ら義務を課するものではない。応援に要する費用は、原則として応援を行う側の負担とする。

災害時の基本的な連絡経路

災害時における連絡は、県は基地対策室、米軍側は在沖海兵隊作戦訓練部を窓口として行われる。このマニュアルは、県と米軍が連絡を行うための具体的な連絡例文や、連絡内容に関する様式などを定めたものである。

災害時の対応の概要

災害が発生した場合、双方から災害の発生時間、災害の種類、災害対策組織（県においては災害対策本部。以下同じ。）が設置された旨の連絡が行われる。その後、災害対策組織で応援を要請することについての検討が行われ、応援を要請することが決定された場合は窓口を通して応援を要請する内容等を連絡する。要請を受けた県、又は米軍は、応援要請の実施について検討を行い、応援する内容を回答する。

回答を受けた県、又は米軍は、受入先の調整等を行った後に相手方に連絡を行い、応援が実施される。県、又は米軍は、応援を開始した場合、応援を終了した場合にその旨の連絡を行うことになっている。